

共済だより

E-Life

2019 **1**
JANUARY
No.491

長野県市町村職員共済組合 <http://www.nagano-kyosai.jp/>

P.26-27

◎ 休日はどこ行く **Nagano style**

小海町

contents

- P.2 新年のごあいさつ
- P.3 新組合会議員と役員決まる
- P.6 【特集】3月末に退職されるみなさんへ
 - ・医療保険制度の加入等
 - ・福祉事業の手続き
 - ・年金請求の手続き
- P.18 標準報酬制 随時改定
- P.24 マイナンバーを利用した情報連携
- P.30 入学貸付・修学貸付

表紙写真：小海町松原湖高原
(撮影者：齊藤尚敏[小海町])

新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合
理事長 花岡 利夫 (東御市長)



明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年12月5日開催の組合会におきまして、理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。もとより微力ではありますが、共済組合の発展のため、一生懸命職責を果たしてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、急速な少子高齢化の進展等を背景に、わが国の社会保障制度では、特に近年、その持続可能性を問われています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2020年代は、もう目の前に迫っています。そして、その先の将来にわたって、サービス・機能を維持向上しつつ、わが国の社会保障制度を次の世代に引き継いでいくことが目下の課題とされております。

このような中、年金制度につきましては、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に関して平成28年の法律改正により、マクロ経済スライドについては、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整を行うとされたことから、昨年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分は、今年度以降に繰り越されることとされておりますので、制度改正に適切に対応し、正確かつ確実に年金業務を実施してまいります。

また、必要に応じた年金制度の内容や仕組みにつきまして、皆様にお知らせするとともに、説明会等で周知を行い、わかりやすい情報提供に努めてまいりたいと存じます。

短期給付事業につきましては、介護保険制度の改正により介護納付金について、報酬額に応じた負担とする「総報酬割」に段階的に移行されることに伴う

負担の増額が懸念されます。

また、国民医療費では団塊世代の高齢化等により増加が見込まれ、これに伴う前期高齢者納付金および後期高齢者支援金等の高齢者医療の拠出金負担の増加に加え、医療技術の高度化および新薬の開発、承認による医療費負担の増加が懸念されるため、高齢化等の動向を注視し、適切な短期給付財源率を設定してまいりたいと考えています。

保健事業につきましては、第2期データヘルス計画に基づき、組合員等の更なる健康保持増進、医療費の適正化を目的に、従来実施してきた保健事業を原則踏襲し、共済組合の健康課題に即した事業を効果的・効率的に実施してまいりますので、皆様には、人間ドック検診等の各種検診料の助成事業その他各種保健事業、特定健康診査、特定保健指導を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

マイナンバー制度につきましては、社会保障制度の効率化や利便性などを目的として、共済組合業務において、皆様から収集しました個人番号を利用して関係機関と情報連携を行うこととされておりますので、全国市町村職員共済組合連合会や日本年金機構等と連携して、適切な対応を行い情報連携のより円滑な実施に対応していく必要があります。

このことから、特定個人情報については、関係法令等に基づき適正に取扱い、業務遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守した情報セキュリティの運営に努めてまいります。

今後も、共済制度の円滑な運営と発展のため、最善の努力を尽くしてまいりますので、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

新組合会議員 と役員決まる

組合会議員の任期満了に伴う選挙が、平成30年11月7日に共済組合事務所で行われ、20名の方々が新議員に決まりました。

新議員の任期は平成30年12月1日から2年間となります。

12月5日に招集された第165回組合会において役員選挙が行われ、下表のとおり選任されました。

組合会では、定款の変更、毎事業年度の事業計画、予算、決算および重要な財産の処分等重要事項の議決を行うこととなっています。

理事長に

花岡 利夫 氏(東御市長)を選出

● 新組合会議員および役員一覧

市 町 村 長 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	花 岡 利 夫	東 御 市 長
理事(理事長職務代理者)	青 木 悟	下 諏 訪 町 長
理 事	柳 田 清 二	佐 久 市 長
理 事	竹 節 義 孝	山 ノ 内 町 長
監 事	藤 巻 進	軽 井 沢 町 長
組合会議員	白 鳥 孝	伊 那 市 長
組合会議員	宮 澤 宗 弘	安 曇 野 市 長
組合会議員	小 田 切 康 彦	宮 田 村 長
組合会議員	瀬 戸 普	王 滝 村 長
組合会議員	山 村 弘	坂 城 町 長

職 員 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理事(代表)	垣 内 貴 峰	辰 野 町 職 員
理 事	宮 阪 亜 由 美	諏 訪 市 職 員
理 事	原 康 博	塩 尻 市 職 員
理 事	荒 岡 秀 幸	上 松 町 職 員
監 事	宮 澤 千 早	飯 山 市 職 員
組合会議員	芝 田 栄 治	長 野 市 職 員
組合会議員	掛 川 徹 志	小 諸 市 職 員
組合会議員	篠 原 道 明	茅 野 市 職 員
組合会議員	中 村 元 徳	東 御 市 職 員
組合会議員	菊 池 千 代 美	南 牧 村 職 員

● 学識経験監事

役 職 名	氏 名	備 考
学識経験監事	中 村 明 文	中野市議会議員



中村 明文

【趣 味】クラシック音楽鑑賞 自治体財政分析

【抱 負】自治体財政の研究者として20年以上研究してきたことをベースに、人口減少社会における共済財政の検証をしたいと思います。



組合会議員のプロフィール

①趣味 ②抱負

市町村長側

議員 白鳥 孝
伊那市長



- ①登山、渓流釣り、焚き火、読書
- ②共済組合の健全な運営と組合員の皆様の福利厚生に尽力してまいります。

理事 柳田 清二
佐久市長



- ①落語鑑賞
- ②ドラッカーの言葉に“自らの成長のために最も優先すべきは、卓越性の探求である”というものがあります。それぞれの地域の卓越性の探求を地方創生の一歩としましう。

理事長 花岡 利夫
東御市長



- ①庭の手入れ
- ②組合員とそこそご家族の健康と社会保険制度の適正な運営と福祉の向上に努力してまいります。

議員 宮澤 宗弘
安曇野市長



- ①畑ごと、温泉
- ②組合員とそこそご家族の皆様の福利厚生の上と、共済組合の健全な運営に努めてまいります。

監事 藤巻 進
軽井沢町長



- ①読書、音楽鑑賞
- ②市町村職員共済組合の発展に組合議員として尽力してまいります。

理事(理事長職務代理者)
青木 悟
下諏訪町長



- ①ボート等スポーツと観戦
- ②共済組合の健全な運営と組合員の皆様の福利厚生に努めてまいります。

議員 小田切 康彦
宮田村長



- ①古寺散策
- ②職責を全うできるよう頑張ります。

議員 瀬戸 普
王滝村長



- ①読書、山仕事
- ②組合員及びご家族の幸福のため微力ながら尽くさせていただきます。

議員 山村 弘
坂城町長



- ①読書
- ②組合員とそこそご家族の皆様が安心して生活出来るよう尽力します。

理事 竹節 義孝
山ノ内町長



- ①特になし
- ②組合員の福利厚生に資する様努めて参ります。

職員側

議員 芝田 栄治
長野市職員



- ①ドライブ
- ②組合員とご家族の皆様が安心して生活できるよう頑張ります。よろしくをお願いします。

理事 宮阪 亜由美
諏訪市職員



- ①絵本のよみかせ
- ②組合員とご家族の皆様のお役に立てるよう微力ながら努めてまいります。よろしくをお願いします。

議員 掛川 徹志
小諸市職員



- ①愛犬と過ごす時間、トレーニング、読書、激辛料理
- ②組合員の皆さんの代表として、組合の運営に協力し、与えられた業務に対し日々進んでいきたいと思ひます。

監事 宮澤 千早
飯山市職員



- ①ロードバイク、マラソン、農業、料理
- ②組合員とそこそご家族の皆様が元気に生活できるように一所懸命に取り組んでまいります。

議員 篠原 道明
茅野市職員



- ①ゴルフ、庭いじり
- ②共済事業の充実と組合員やそこそご家族に喜ばれるよう、努力したいと思ひます。

理事 原 康博
塩尻市職員



- ①ドライブ
- ②力不足ではありますが、精一杯頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

議員 中村 元徳
東御市職員



- ①旅行
- ②組合員の皆様のお役に立てるよう精一杯努めさせていただきます。よろしくお願ひします。

議員 菊池 千代美
南牧村職員



- ①バレーボール、ゴルフ
- ②組合員の皆様安心して働けるように福利厚生に頑張ります。よろしくお願ひします。

理事(代表)
垣内 貴峰
辰野町職員



- ①美味しいものめぐり、バイクツーリング
- ②今期で2期目となります。組合員の皆様のお役に立てるよう、1期に引き続き、頑張ります。よろしくお願ひいたします。

理事 荒岡 秀幸
上松町職員



- ①読書
- ②議員として2期目となりますが、職員代表として精一杯努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

新年度が始まる前に確認を 被扶養者の資格確認調査にご協力ください

～ 卒業・進学・就職シーズン ～

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は、速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続きが遅れますと、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用してかかった医療費等を全額返還していただくことになります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

また、就職以外の方も状況に応じて異動の手続きが必要となります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書^(注1)

高等学校・大学・専門学校などを卒業

4月以降の状況		判 定	添 付 書 類	
①就職する場合 ^(注2)		認定取消	●組合員被扶養者証 ●就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)	
②アルバイト・パート等の収入がある場合 ^(注3)	月額 108,334円 以上の収入	認定取消	●組合員被扶養者証 ●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)	
	月額 108,334円 未満の収入	引き続き認定	●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等)	
③進学・引き続き在学・進学浪人の場合		引き続き認定	4月以降 扶養手当の 支給あり	●原則、添付書類はありません。
			4月以降 扶養手当の 支給なし	●在学証明書(4月1日以降に発行されたものに限りです。)
④求職活動・未就労で収入がない場合		引き続き認定	病気等により就労できない場合	●診断書
			上記以外の場合	●原則、添付書類はありません。

(注1)『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配付します。

(注2) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

(注3) ②のケースは学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

また、学生でアルバイト等の月収が108,334円未満の場合は、②③に該当する書類をそれぞれ提出してください。

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合資格管理課審査担当まで照会願います。

※通信制など(全日制でない学生)の場合、就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続きを行ってください。

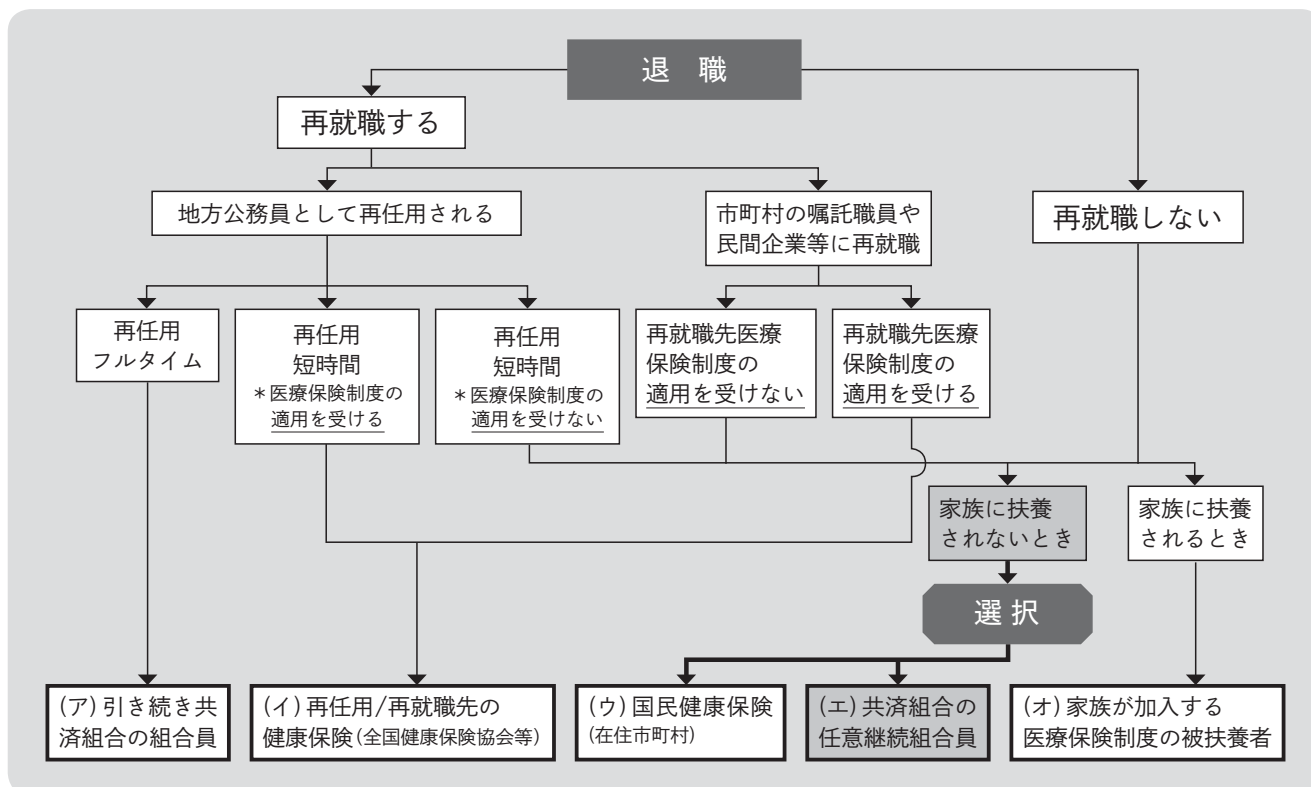
お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3月末に退職されるみなさんへ

退職後の医療保険制度の加入等について

退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(オ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 組合員証および被扶養者証等は再任用(フルタイム)後もそのまま使用してください。

(イ) 健康保険等の被保険者(強制加入)

再任用・再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。

(ウ) 国民健康保険の被保険者

共済組合の任意継続組合員制度と市町村の国民健康保険のいずれかを選択することとなります。任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択するときの参考にしてください。(国保税(保険料)の金額や制度については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください。)

(エ) 共済組合の任意継続組合員(下記の「任意継続組合員制度とは」参照)

(オ) ご家族の被扶養者

年収130万円未満(60歳以上の公的年金等受給者または障害給付の年金受給者は180万円未満)であること、各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、ご家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

お願い…組合員証等の返納は速やかに!!

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できませんので、退職後速やかに所属所の共済組合担当課を経由して共済組合へ返納してください。

なお、その際には被扶養者として認定されているご家族全員の「組合員被扶養者証」も忘れずに返納してください。

* 組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」を含みます。

任意継続組合員制度とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方*が、その退職の日から20日以内に、引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を受けたい旨を共済組合に申し出し、掛金を払い込んだときは、任意継続組合員として、本人およびその被扶養者について短期給付と福祉事業の一部について適用を受けることができます。

期間は最長2年間で、希望による中途資格喪失が可能です。

* 退職日まで引き続く期間が1年と1日以上必要です

1 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が該当）があり、次のとおり算出されます。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 97.00/1000 (平成30年度の率)
介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 13.80/1000 (平成30年度の率)
【注意1】 標準報酬の月額は次の①または②のいずれか少ない額となります。 ①退職時の標準報酬の月額 ②平成30年9月30日における短期給付に関する規定の適用を受けるすべての組合員の標準報酬の月額の平均額 参考：平成30年度の平均標準報酬の月額 = 380,000円
【注意2】 任意継続掛金算定のための掛金率については、平成31年度の掛金率が未確定のため、平成30年度の任意継続掛金率を記載しています。

2 納入方法

「月払い」、「半年払い」、「年払い」の3通りで「半年払い」と「年払い」には、前納割引があります。

Point

- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金が確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の納入方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、**任意継続掛金の金額が「月払い」より有利で手間のかからない「年払い」か「半年払い」がおすすです。**
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3 引き続き利用できる保健事業

以下のとおり、現職時と同様の内容にて引き続き利用できます。各種申請等の窓口は共済組合になります。

各種検診料等の助成	●人間ドック・脳ドック・総合ガン・婦人ガン・肺ガン検診、眼底・便潜血反応検査、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診等年一回に限り助成します。 ●各検診の助成申請手続きについては、共済組合までご連絡ください。また、検診機関等については、ホームページからもご確認できます。
施設利用の助成	●共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、ご利用を希望される方は、利用助成券の申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限りとなります)
特定健康診査	●5月上旬に40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象としてご自宅に特定健康診査受診券をご案内しています。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診券がお手元に届きましたら、是非ご活用ください。
特定保健指導	●特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの度合い等)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅にご案内しております。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担します。

※これらの助成等はすべて任意継続組合員およびその被扶養者に対して適用されます。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

退職後も受けられる給付

退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、現職時と同様に請求することにより受けることのできる短期給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ①出 産 費：1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に出産した場合
- ②埋 葬 料：退職後3か月以内に死亡した場合
- ③傷病手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- ④出産手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

福祉事業をご利用の方へ

● 福祉事業＜貸付・ライフサポート年金＞の退職に伴う手続き ●

I 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。

償還方法については、退職手当からの控除となります。(退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。)

また、退職前に繰上により全額償還を希望される場合は、3月8日(金)までに共済組合へ申し出ください。

II ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、退職に伴い脱退となりますが、退職後も保障を継続できる制度があります。

退職後制度の概要および手続きの流れは、次のとおりです。

退職後制度の概要

← 現職中 退職後 →		特長	払方
① ライフサポート年金	一時払退職後終身プラン	①一時払退職後終身プラン POINT1) 終身(一生涯)にわたり死亡時と所定の高度障害時に保障されます。 POINT2) 解約時に解約返戻金を受け取ることができます。解約返戻金の額は契約年齢、経過年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下まわることがあります。 【保険年齢45歳以上75歳以下の組合員でライフサポート年金に退職日直前まで継続して2年以上の加入が必要です。】	一時払
② 退職後継続プラン	75歳 ^(注)	②退職後継続プラン 75歳までの死亡・高度障害時の保障 【退職日直前まで「退職後継続プラン」への加入が必要です。】	(新)年払一括払(一括前納)
③ 重病克服支援プラン	退職後重病克服支援プラン 80歳	③退職後重病克服支援プラン 80歳までの三大疾病【悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中】、三大疾病に4疾病を加えた7大疾病(※1)、上皮内新生物(※2)の保障 (※1) 7大疾病保障特約にご加入の方のみお支払いの対象となります。 (※2) がん・上皮内新生物保障特約にご加入の方のみお支払いの対象となります。 【退職日直前まで「重病克服支援プラン」への加入が必要です。】	新年払一括払(全期前納)
④ 健康づくりサポート	➡ × (継続不可)	※年齢は保険年齢です。 ※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。 (注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。	

お手続きの流れ

① 退職後制度ご案内資料の配布

明治安田生命よりご自宅あてに資料を送付いたします。同封の返信用封筒にて「意思確認用紙」を明治安田生命あてご提出ください。

【送付資料】

- 「意思確認用紙」※平成30年10月1日更新時のご加入内容をもとに作成しております。
- 「ライフサポート年金」退職後制度の手引き
- 「一時払退職後終身プラン」パンフレット ※保険年齢45歳以上の方
- 「退職後継続プラン」パンフレット ※加入者のみ
- 「退職後重病克服支援プラン」パンフレット ※加入者のみ
- 「意思確認用紙」返信用封筒

再任用の場合

平成31年4月に再任用となり、引き続き組合員資格を有する方につきましては、現在ご加入いただいている「ライフサポート年金」等についてそのままご継続いただきます。

② 「意思確認用紙」の提出

※意思確認用紙については、加入(継続)の有無にかかわらず全員提出願います。(再任用職員除く。)

「意思確認用紙」ご提出後、「契約申込書」等必要書類一式を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅あてに送付いたします。「契約申込書」等を同封の返信用封筒にて明治安田ライフプランセンター(株)あてご提出ください。

【送付資料】

- 契約申込書
- 約款
- 口座振替用紙((新)年払を選択された場合のみ)など

締切

平成31年3月11日(月)

③ 「契約申込書」の提出

ご加入内容によって必要書類が異なりますのでご注意ください。

「契約申込書」等必要書類のご提出後、保険料の振込案内を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅あてに送付いたします。

締切

平成31年4月12日(金)

④ 退職後制度「保険料」の送金

- 「一時払退職後終身プラン」 ⇒ 明治安田ライフプランセンターあて
- 「退職後継続プラン」 ⇒ 明治安田ライフプランセンターあて
- 「退職後重病克服支援プラン」 ⇒ 明治安田ライフプランセンターあて

締切

平成31年4月26日(金)

⑤ 「退職後制度」平成31年5月1日保障開始

保険証券はご契約成立後(平成31年5月中旬～下旬)ご自宅あてに送付いたします。

MY-A-18-他-008127
MYLP-他-18-健サ-022

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

老齢厚生年金等の年金請求手続きについて

昭和32年4月2日以降に生まれた方の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の支給開始年齢は、次の表のとおり一般組合員の場合63歳以降となることから、3月末に退職される方の多くは請求手続きまでに期間があることとなります。

今回は、支給開始年齢到達時の年金請求手続き、老齢厚生年金等の支給要件としくみについて説明します。

◆支給開始年齢のスケジュール

一般組合員	
生年月日の区分	支給開始年齢
S32.4.2 ~ S34.4.1	63歳
S34.4.2 ~ S36.4.1	64歳
S36.4.2 以後	65歳

特定消防組合員※	
生年月日の区分	支給開始年齢
S30.10.2 ~ S34.4.1	60歳
S34.4.2 ~ S36.4.1	61歳
S36.4.2 ~ S38.4.1	62歳
S38.4.2 ~ S40.4.1	63歳
S40.4.2 ~ S42.4.1	64歳
S42.4.2 以後	65歳

※「特定消防組合員」とは、退職時または60歳時点まで消防司令以下の消防職員として引き続き20年以上在職していた組合員をいいます。

なお、在職中で特定消防組合員に該当し60歳以上となる方で、在職決定の請求をされていない場合は、早めに勤務先の共済組合担当課に確認し、請求の手続きをしてください。

◆支給要件としくみ

老齢厚生年金の支給要件

- ①上表の支給開始年齢以上であること
- ②1年以上の組合員期間があること(民間会社等の厚生年金加入期間も合算)
- ③組合員期間等(組合員期間のほか、国民年金などの公的年金制度への加入期間)が10年以上あること

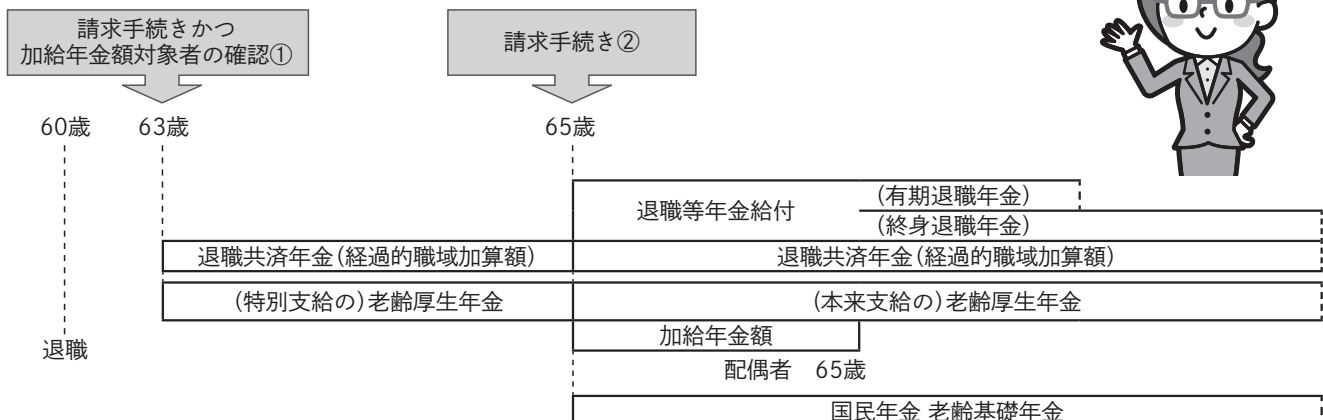
退職共済年金(経過的職域加算額)の支給要件

- ①平成27年9月前に引き続き組合員期間が1年以上あること(平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。)
- ②上記「老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

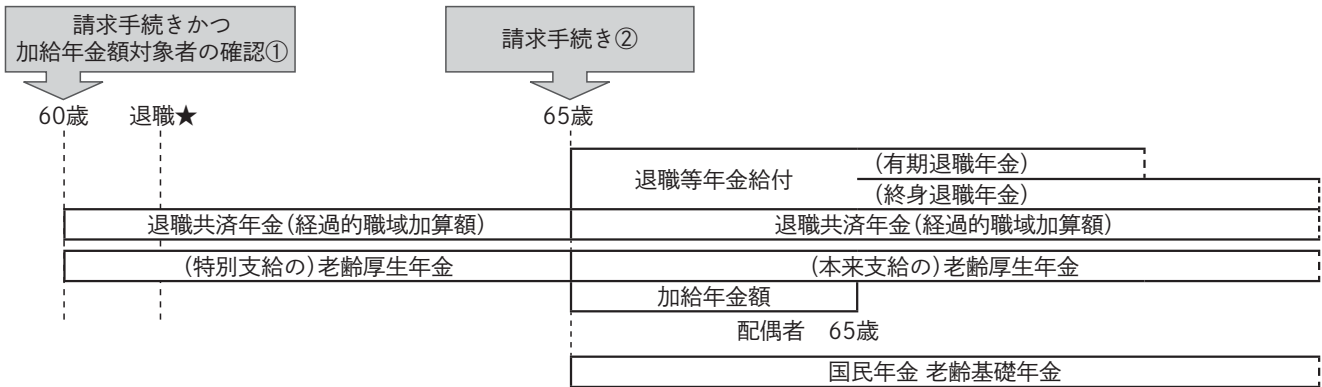
◆老齢厚生年金等の請求手続き

○請求例

【S32.4.2～S34.4.1生まれの一般組合員の場合】



【 S30.10.2～S34.4.1生まれの特定消防組合員の場合 】



①送付される請求書により老齢厚生年金等の請求を行います。

退職した方へは自身の住所に、在職中の方へは所属所経由で請求書をお送りします。

受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として老齢厚生年金の額および、平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。

併せて、65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。

請求書等は支給開始年齢に到達する前に送付されますので、手続き方法に関する詳細については送付された請求書等にてご確認ください。

★特定消防組合員の方が在職中のときは年金の支給は停止となり、退職したときは退職時点までの組合員期間を算定の基礎として老齢厚生年金の額の改定を行います。

②退職等年金給付等の請求をしていただきます(有期退職年金と終身退職年金を同時請求)。

◆老齢厚生年金等の繰上げ請求

特別支給の老齢厚生年金等の受給権発生年月日が61歳以降に引き上げられた方は、60歳以降、特別支給の老齢厚生年金等の支給開始年齢に達する前に、繰上げて受給することができます。

その場合は老齢基礎年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

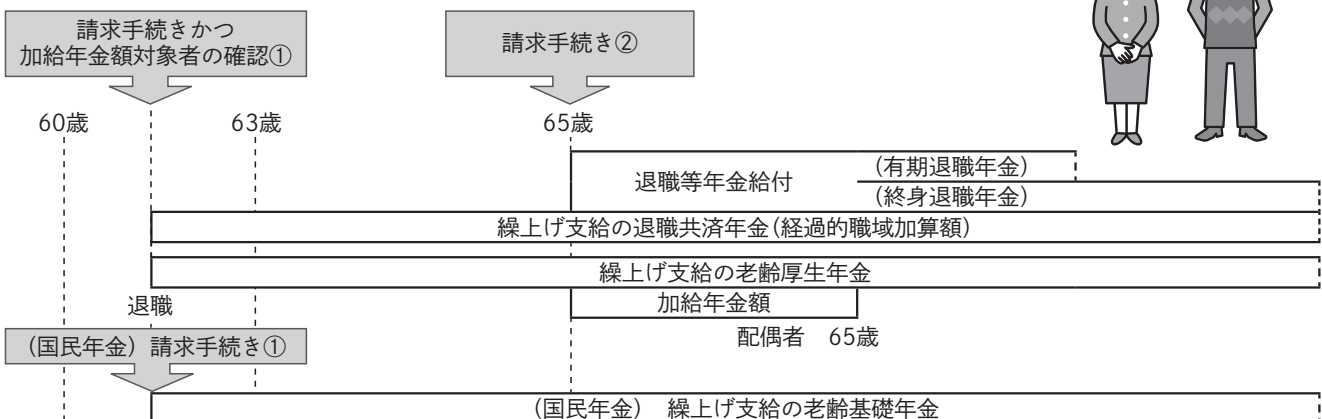
なお、繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から支給開始年齢になる前月までの月数の1月につき0.5%減額され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により原則全額停止となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、共済組合にお問い合わせください。

○請求例

【 S32.4.2～S34.4.1生まれの一般組合員の場合 】



①共済組合に備え付けの繰上げ請求書等により繰上げ支給の老齢厚生年金等の請求を行います。

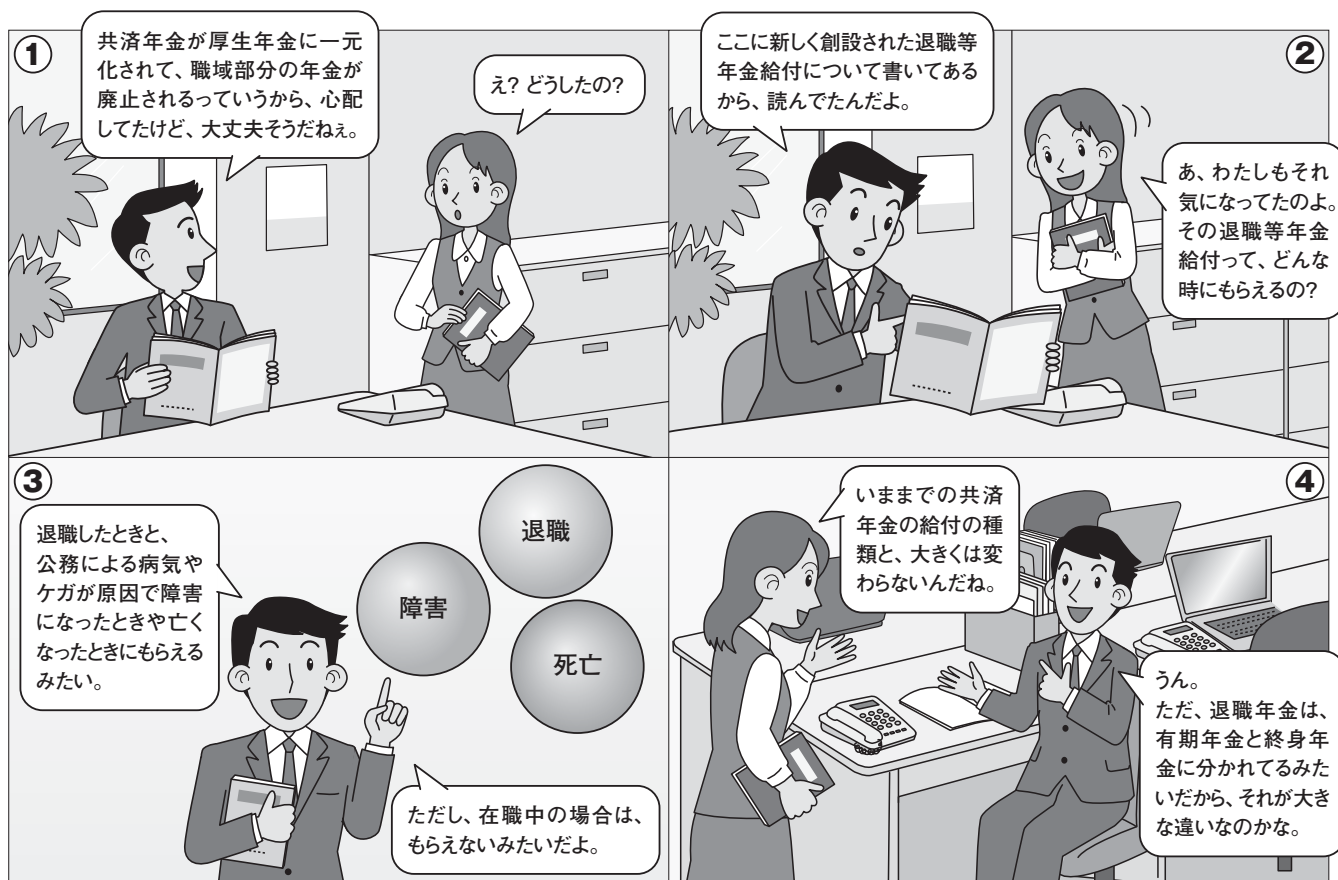
繰上げ請求書等が共済組合に提出された日の属する月の前月までの組合員期間を算定基礎として繰上げ支給の老齢厚生年金の額および平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として繰上げ支給の退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。

②退職等年金給付等の請求をしていただきます(有期退職年金と終身退職年金を同時請求)。

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

退職等年金給付（年金払い退職給付）のしくみ②



これまでの共済年金の3階部分の年金であった「職域年金相当部分」(以下、職域部分という)の廃止にともない、新たな公務員制度として、平成27年10月から「退職等年金給付(年金払い退職給付)」が創設されました。

退職等年金給付

3階

厚生年金

2階

国民年金(基礎年金)

1階

退職等年金給付の種類

退職等年金給付には、大きく分けて「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

「退職年金」については、2分の1が「有期年金」として、残りの2分の1は「終身年金」として支給されます。

退職等年金給付 (年金払い退職給付)

退職年金

有期年金
終身年金

公務障害年金

公務遺族年金

退職年金

「退職年金」は、組合員が退職後、原則65歳から支給される年金です。

支給要件 次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

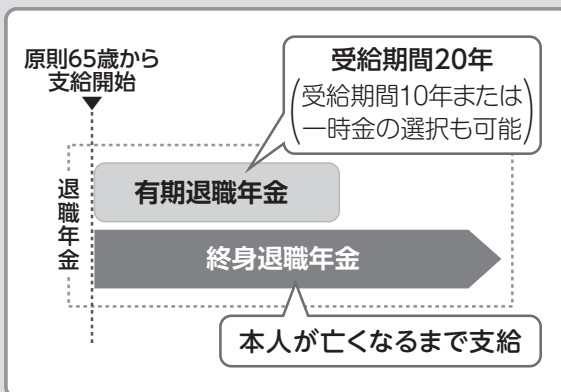
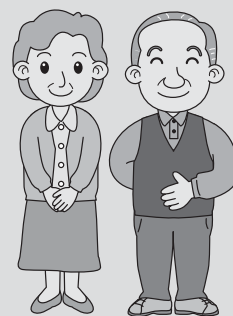
- 平成27年10月に引き続く期間または平成27年10月以後の組合員期間が1年以上あること
- 65歳以上であること
- 退職していること

支給形態 年金の支給額の2分の1は「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として支給されます。

「終身退職年金」は、本人が亡くなるまで継続して支給されます。

「有期退職年金」の受給期間は原則20年（240月）ですが、給付事由が生じてから6か月以内に手続きを行うことで、その受給期間を10年（120月）に短縮することや、年金に代えて一時金として受給することが選択できます。

また、受給期間が終了する前または受給開始前（組合員である間を含む）に受給権者または組合員が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」分の年金原資に相当する額が一時金として遺族に支給されます。



公務障害年金

「公務障害年金」は、公務に基づく傷病により障害状態になったときに支給される年金です。

支給要件 次のすべての要件を満たしているときに支給されます。

- 公務による病気またはケガ（以下、公務傷病といいます）により障害状態になったこと
 - 公務傷病の初診日（平成27年10月1日以降の初診日に限る）において組合員であること
 - 障害認定日においてその公務傷病により、障害等級1級～3級に該当する障害状態であること
- （注）通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。
ただし、組合員として在職中の場合は全額支給停止となります。

公務遺族年金

「公務遺族年金」は、公務に基づく傷病により亡くなったときに支給される年金です。

支給要件 次のいずれかに該当したとき、支給されます。

- 組合員が、公務傷病により死亡したとき
- 組合員であった方が、組合員であった期間に初診日のある公務傷病が原因で、初診日（平成27年10月1日以降の初診日〈初診日がない場合は該当する傷病の発した日〉に限る）から5年を経過する日前に死亡したとき
- 障害等級1級または2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したとき

（注）通勤災害による病気またはケガは、対象となりません。

支給形態 終身年金として支給されます。

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

3つの

ヒケツで上手に禁煙・適量飲酒

たばこは“百害あって一利なし”と言われ、

お酒の飲み過ぎは肝臓や胃腸などに負担を掛ける“百厄の長”となります。

将来の自分の健康のためにも、たばことお酒に依存しない生活習慣を身につけましょう。



たばこの害を知り、禁煙の第一歩を！

たばこの煙に含まれる有害物質は、動脈硬化を促進させ、心筋梗塞や脳卒中など命にかかわる病気のほか、様々な病気の引き金になります。まずはたばこの害を知り、禁煙の第一歩を踏み出しましょう。

禁煙すれば病気になるリスクは減っていく

たばこには危険がいっぱい！

● たばこの煙に含まれる
3 大有害物質

ニコチン

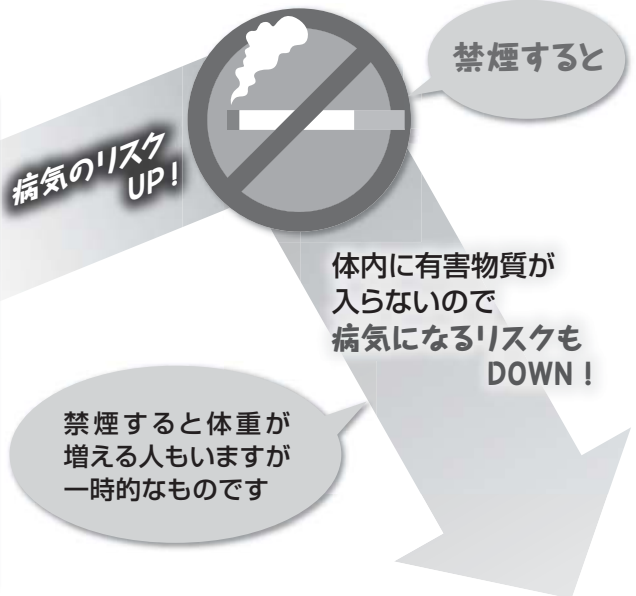
血管の収縮や、血中のコレステロールの増加を招き、動脈硬化を促進させる。

一酸化炭素

血液中のヘモグロビンの酸素運搬能力を低下させ、体の各組織を酸素欠乏にさせる。

タール

数多くの発がん性物質を含む。がんの発生を促進し、その発育を加速させる。



たばこの害は吸わない人にも

たばこの煙は、吸う人の体内に入る「主流煙」と火のついたたばこから立ち上がる「副流煙」があります。各種の有害物質は、主流煙より副流煙のほうが多く、毒性が強いと言われています。

● 副流煙に含まれる有害物質は、主流煙の

ニコチン……………2.8倍

タール……………3.4倍

一酸化炭素……………4.7倍

アンモニア……………46倍



2

お酒は適量を守りましょう

お酒は適量であれば食欲を増進させたり、ストレスを解消したりしますが、度を越すと様々な病気を招きます。

飲み過ぎは万病のもと

過度の飲酒は、二日酔いや急性アルコール中毒を招く危険性が。さらに過度の飲酒が長期間続くと、肝臓をはじめとする様々な臓器の障害、高血圧や糖尿病の悪化、アルコール依存症を引き起こすこともあります。



1日の飲酒量の目安

以下のうちいずれか1種類が適量です。女性の場合は、この半分が適量となります。



上記はあくまで目安です。体質・年齢などによっても異なります。

3

喫煙・飲酒習慣を変えよう

これまでの喫煙・飲酒習慣を見直し、将来の自分の健康を守るための習慣を取り入れましょう。

禁煙のためのチェンジ5

チェンジ1 まず朝の1本を…

目覚めの水や野菜ジュースを飲む、ヨーグルトを食べるなど。



チェンジ2 食後の1本を…

食後早めに席を立つ、糖分の少ないガムを噛むなど。



チェンジ3 イライラしたら…

深呼吸を繰り返す、ストレッチをするなどで気分を変える。



チェンジ4 ティータイムの一服を…

コーヒーとセットだった一服をやめるために、ハーブティーなどに変える。



チェンジ5 夕食後のたばこタイムを…

夕食後、特にアルコールとセットのたばこは有害物質の吸収率も高い。食後はすぐに歯を磨くなど、新しい習慣を実行。



お酒と上手につき合うコツ

週に2日は休肝日を設ける

夜12時以降はお酒を飲まない

ゆったりした気分で楽しく飲む

一気に飲まない

つまみを食べながら飲む



ご家族の方が被扶養者認定を受ける場合や 認定を受けている場合の取扱い等が一部変わります

厚生労働省より全国健康保険協会等へ、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係および生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、公的証明書等に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されました。

共済組合においても、被扶養者認定事務は、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参酌して行うこととされていますので、「生計維持関係」の確認を「公的証明書等」によって確認するため、事務の取扱いを一部変更しました。

被扶養者認定時および被扶養者資格確認調査時において、生計維持関係の確認のため、次の書類の提出が必要となりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

○生計維持関係の確認書類

平成30年10月1日施行

組合員と被扶養者が同一世帯である場合の確認 【収入額の確認書類（所得証明書（同意書で省略可）等）は従来どおり提出してください】	
扶養手当受給ありの場合	所属所の扶養手当受給についての給与事務担当者および所属所長の確認（従来どおり。所属所において、身分関係の確認がされていることから提出書類は省略します。）
扶養手当受給なしの場合	戸籍謄本（従来どおり提出必要書類） 住民票謄本

組合員と被扶養者が同一世帯に属していない（別居）場合の確認 【収入額の確認書類（所得証明書（同意書で省略可）等）は従来どおり提出してください】	
扶養手当受給ありの場合	所属所の扶養手当受給についての給与事務担当者および所属所長の確認（従来どおり。所属所において、身分関係の確認がされていることから提出書類は省略します。）
扶養手当受給なしの場合	戸籍謄本（従来どおり提出必要書類） 被扶養者対象者の住民票謄本 被扶養者対象者と同一世帯に属する全員の所得証明書および収入に応じた確認書類
送金事実と仕送り額確認＊	仕送りが振込みの場合 預金通帳等の写し
	仕送りが送金の場合 現金書留の控え（写しを含む。）

＊学生である子および孫については、学業のため、別居を余儀なくされていることが多いことから在学証明書等の提出をもって省略します。

＊単身赴任などのやむを得ない事情がある場合には、その事実の確認をもって省略します。

被扶養者認定取消しのお手続きは早めに

被扶養者の認定については、認定事由が生じた日から30日以内に申告をすることと規定されていますが、被扶養者の認定取消の申告については、申告期日の規定はありません。

しかしながら、被扶養者認定取消となるにもかかわらず、申告が遅れてしまうと、あらたに加入する健康保険制度の適用が受けられない場合や20歳以上60歳未満の被扶養配偶者であった方については、国民年金制度にも影響します。

また、認定取消事由発生後に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合には、共済組合で負担した医療費をお返しいただくため、取消の申告が遅れると大きな額の返還が生じる場合もあります。

被扶養者認定取消の事由が発生した場合には、速やかに共済組合の担当課へ申告書の提出をしていただきますようお願いします。

認定基準に該当しなくなる主な例

- ▶ 別居している被扶養者への仕送り額の減少等により、生計を維持する関係でなくなった。
- ▶ 被扶養者が就職等により健康保険等の被保険者または組合員となった。
- ▶ 被扶養者の恒常的な収入(年金、給与、賃金、事業、利子、配当等すべての収入が対象)が年額130万円(60歳以上の公的年金等受給者または障害給付の公的年金の受給者は180万円)以上となった
- ▶ 被扶養者の給与の月額が108,334円(130万円÷12月)以上となったとき。臨時およびパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3か月の平均給与が108,334円以上となった。(60歳以上の公的年金受給者または障害給付の公的年金の受給者は年金の月額と給与等の合算額が月15万円以上。)
- ▶ 雇用保険の失業等給付である基本手当の日額が3,612円以上の給付を受けることとなった。
- ▶ 被扶養者が他の者の被扶養者となった。
- ▶ 同居要件の被扶養者(義父母等)と別居することとなった。
- ▶ 被扶養者と組合員本人が離婚または離縁した。

収入がある被扶養者については、被扶養者の雇用契約の状況等に変更があった場合や年金額の増額等にはご注意ください、今後の年額や月額が基準額未満であるかなど、日ごろからご確認いただきますようお願いします。

また、所得税法上非課税扱いの通勤手当、障害および遺族の年金も収入となり、賞与等の一時金については、まとめて支給されても月換算して審査しますのでご注意ください。



★ 被扶養者認定されている別居者の被扶養者資格確認調査のお知らせ ★

毎年1月には、本年3月末に学校を卒業され、無職で求職中である子等の調査を主に行なっています。

本年度からは、**送金事実と仕送り額の確認書類の提出**が必要となる別居被扶養者(父母など)の生計維持関係の調査も原則として1月に行ないますので、調査のご理解とご協力をお願いします。

資格確認調査対象となる別居被扶養者がいる組合員には、1月初日前後に所属所の共済組合担当課を経由して「被扶養者調査回答・申告書」を配付しますので、添付書類を確認のうえ、期日までに所属所担当課へ提出をしていただきますようお願いします。

Q 近所に住んでいるので、現在は、現金を手渡ししていますが、認定してもらえますか？

A 仕送り額の申立のみでは被扶養者の認定をすることはできないため、今後は、振込みや送金について書類で確認ができる方法にさせていただくようお願いします。

Q 被扶養者名義の口座に組合員が直接入金し、被扶養者がキャッシュカードで出金している場合は、どのような確認書類が必要ですか？

A 被扶養者名義の口座に何日に誰(組合員)から何円の入金であるか、または組合員名義の口座から何日に誰(被扶養者)に何円の送金をしたかなど、仕送りしていることが客観的に確認できる書類が必要となるため、今後は、事実確認ができる方法に変更をお願いします。

Q 年に何回の仕送りが必要ですか？

A 一時的な送金ではなく、1か月から2か月ごとといった定期的な仕送りをお願いします。

Q 被扶養者認定に必要な仕送り額ってありますか？

A 別居している当該被扶養者等(当該被扶養者および当該被扶養者と世帯を同じくする方)に所得がある場合は、組合員の送金額が当該被扶養者等の全収入(当該被扶養者等の所得および組合員その他の方の送金等による収入の合計)の3分の1以上の額であることが必要となります。

また、人事院の標準生計費のデータ等により、当該被扶養者の送金を含めた額が過多または過少で、社会通念上妥当性を欠く場合は3分の1以上の額であっても認定できない場合もあります。国の扶養手当の認定基準等を参考としてください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

標準報酬制

随時改定について

みなさんの標準報酬月額は、原則として定時決定(※)により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決めなおされた標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※**定時決定**…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定。



定時決定の詳細については、共済だより「2018年7月号」に掲載しています。

随時改定の要件

次の3つのすべてに該当するときに行われます。

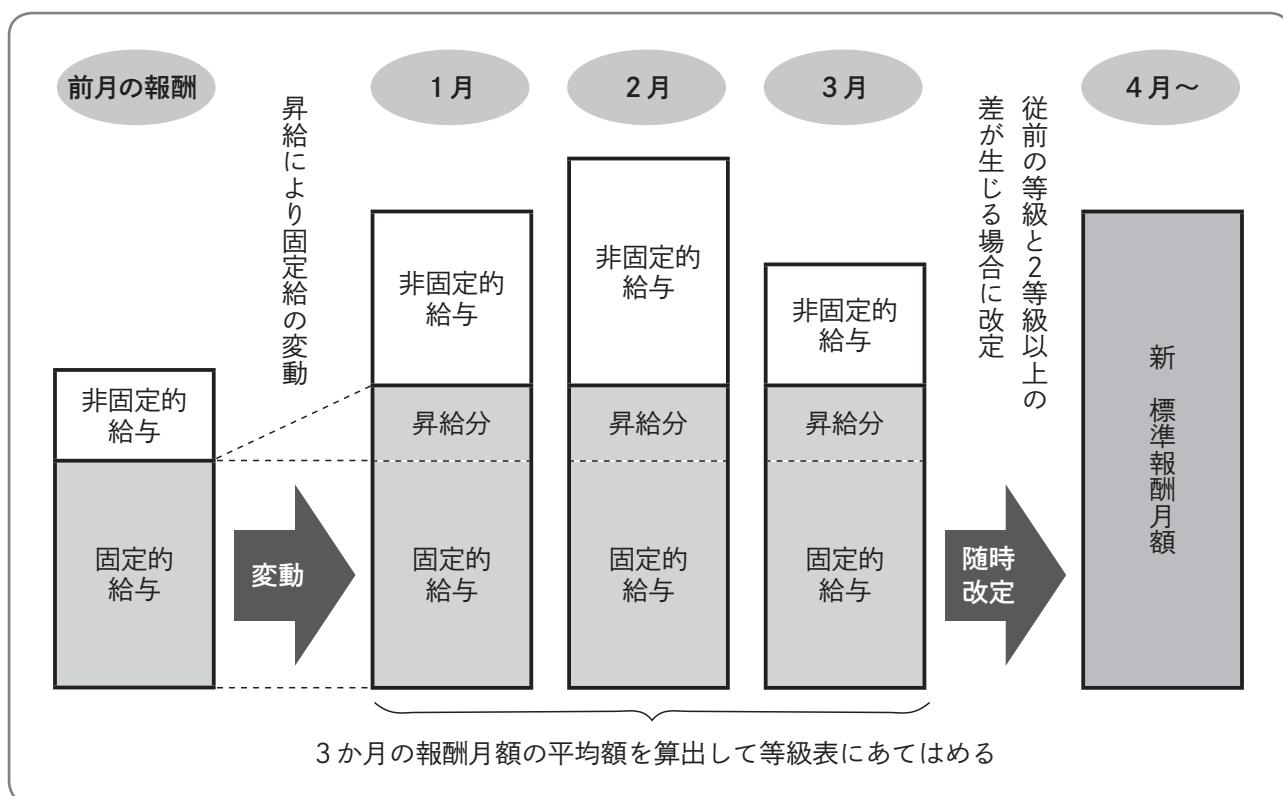
- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、または給与体系の変更があったとき。
- ②変動があった月から3か月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③3か月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。

報酬の内訳

固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

【例】1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



◎報酬に著しい変動が生じても随時改定の対象外となる場合

固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬に著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。また、固定的給与が変動して報酬に著しい変動が生じた場合であっても、次のような場合には随時改定の対象とはなりません。

- ① 固定的給与が上がっても非固定的給与が下がり、結果として報酬が著しく下がった場合
- ② 固定的給与が下がっても非固定的給与が上がり、結果として報酬が著しく上がった場合

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による変動、地域手当や通勤手当の変動、扶養手当の増減が該当し、**時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当のみの変動の場合は該当しません。**

このような通常の算定方法とは別に「随時改定に係る年間平均による保険者算定」により行う方法もありますので、詳しくは次ページの記事をご参照ください。

〔参考〕給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うことになります。この場合の報酬月額には、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

【例】 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3か月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額分は含みません。

随時改定に係る年間平均による保険者算定について

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

年間平均による保険者算定の対象

次のすべてを満たした場合に、年間平均による保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること

① 変動月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

【例 H31.1に固定的給与に変動があった場合】

		H31.1からH31.3までの 固定的給与および非固定的給与の平均額			標準報酬等級表に当てはめる ⇒標準報酬月額
固定的給与		H31.1 (変動月)	H31.2	H31.3	
非固定的給与		H31.1	H31.2	H31.3	

② 下記AとBの合計額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

A 変動月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額

B 変動月前の継続した9か月と変動月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額

									A …… H31.1からH31.3までの 固定的給与の平均額		
									固定的給与		
非固定的給与									H31.1 (変動月)	H31.2	H31.3
H 30.4	H 30.5	H 30.6	H 30.7	H 30.8	H 30.9	H 30.10	H 30.11	H 30.12	H 31.1	H 31.2	H 31.3
B …… H 30.4から H 31.3までの非固定的給与の平均額											

AとBの合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること

【留意事項】

- ① 固定的給与が上がっている(下がっている)にもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額が現在の標準報酬月額の等級と同じまたは下回る(上回る)場合は、現在の標準報酬月額のままとする保険者算定となります。
- ② 単に固定的給与が大きく増減し、その結果(1)①と(1)②で2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。

施行日

平成30年10月1日(平成30年10月改定以降の随時改定から適用)

【随時改定に係る年間平均による保険者算定の留意点】

- 標準報酬の月額と比較において、支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月および固定的給与変動月以後の継続した3か月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、固定的給与変動月から4か月目以降に支払われることとなった場合は、その本来支払うはずだった月を除きます(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定に加えても差し支えありません)。
- 業務の性質上2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られるので、「今年は特定の3か月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない。」というような場合は該当しません。
- 組合員の同意がない場合は、その同意がなかった組合員の標準報酬月額について、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

手続きについて

保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」、「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額と比較および組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。事務手続き等の詳細は勤務先(所属所)の共済組合担当課へご相談ください。

様式は共済組合ホームページの各種給付申請様式に掲載してあります。



標準報酬の月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。

お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604

特定健康診査・特定保健指導の結果報告

平成29年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします。

特定健康診査

受診率は28年度とくらべると、組合員、被扶養者ともほぼ横ばいです。
29年度も目標受診率には達しておらず、被扶養者の受診率が低くなっています。

平成29年度特定健康診査の受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標受診率 (%)
組合員	16,078 (16,065)	14,347 (14,361)	89.2 (89.4)	95.0 (95.0)
被扶養者等	4,300 (4,527)	1,918 (2,032)	44.6 (44.9)	76.0 (70.0)
全体	20,378 (20,592)	16,265 (16,393)	79.8 (79.6)	90.0 (88.0)

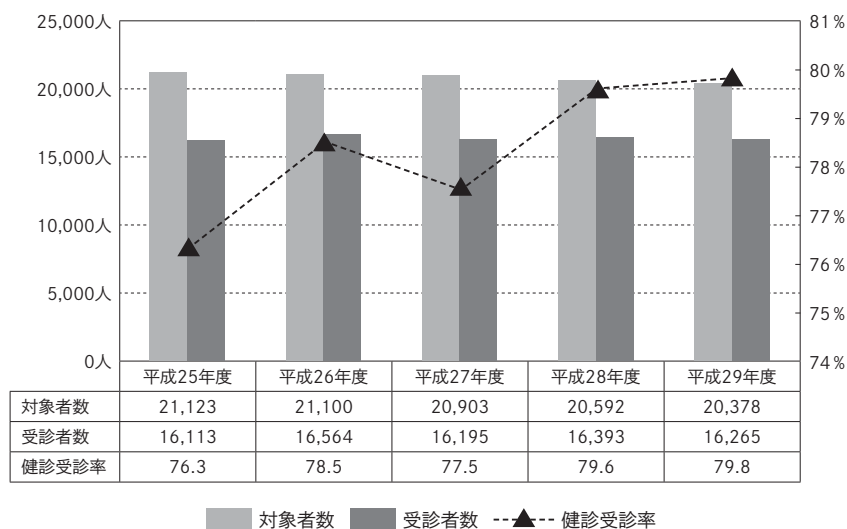
前年度との健診受診率の比較

組合員 ……0.2% ↓
被扶養者等 ……0.3% ↓
全体 ……0.2% ↑

※表中()内は、平成28年度受診状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

過去5年の受診状況推移



特定健康診査は、 受けられましたか？

特定健康診査とはメタボに着目した健康診断であり、生活習慣病の発症を早期に防ぐことを目的とし、40歳から74歳までのみなさんに受けていただくものです。

組合員の方は、所属所の定期健康診断を受け、結果を共済組合に提供することで、特定健康診査を受けたとみなされます。

被扶養者の方は、共済組合が発行した「受診券」で特定健診を無料で受けられます。

「受診券」の有効期限は、平成31年3月31日(日)ですので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

特定保健指導

積極的支援の終了者の割合は若干増加しましたが、両支援とも目標の率とは、まだかなりの開きがあります。

平成29年度特定保健指導の利用状況

動機付け支援

	対象者数(人)	利用者数(人)	利用者の割合(%)	終了者数(人)	終了者の割合(%)	目標利用率(%)
組合員	1,152 (1,098)	235 (198)	20.4 (18.0)	227 (215)	19.7 (19.6)	40.0 (38.0)
被扶養者等	112 (116)	14 (18)	12.5 (15.5)	11 (16)	9.8 (13.8)	
全体	1,264 (1,214)	249 (216)	19.7 (17.8)	238 (231)	18.8 (19.0)	

前年度との 終了者割合の比較

組合員 ……0.1% ↑
被扶養者等 ……4.0% ↓
全体 ……0.2% ↓

※表中()内は、平成28年度利用状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

積極的支援

	対象者数(人)	利用者数(人)	利用者の割合(%)	終了者数(人)	終了者の割合(%)	目標利用率(%)
組合員	1,482 (1,517)	212 (241)	14.3 (15.9)	211 (194)	14.2 (12.8)	40.0 (38.0)
被扶養者等	46 (54)	5 (8)	10.9 (14.8)	4 (3)	8.7 (5.6)	
全体	1,528 (1,571)	217 (249)	14.2 (15.8)	215 (197)	14.1 (12.5)	

前年度との 終了者割合の比較

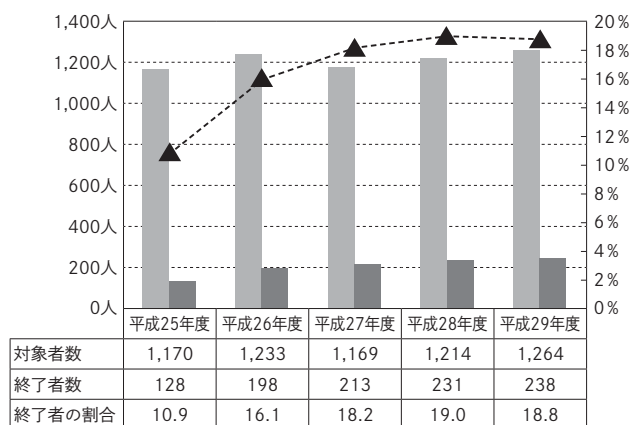
組合員 ……1.4% ↑
被扶養者等 ……3.1% ↑
全体 ……1.6% ↑

※表中()内は、平成28年度利用状況になります。

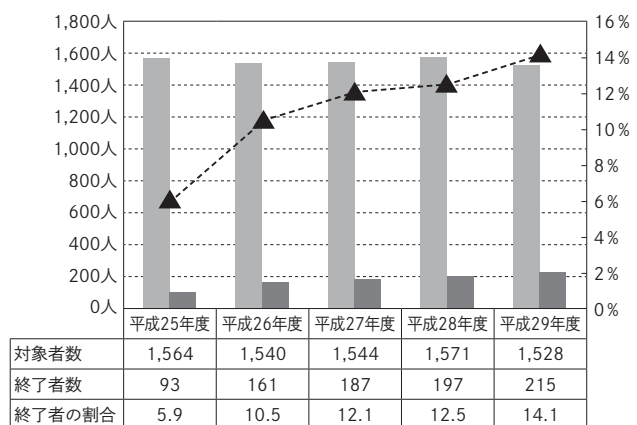
※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

過去5年の保健指導終了者の状況推移

動機付け支援



積極的支援



■ 対象者数 ■ 終了者数 ▲ 終了者の割合

特定保健指導の 対象となった方へ

特定健康診査を受診した結果、特定保健指導の該当となった方には、共済組合が保健指導の「利用券」を発行しています。

保健指導は、医師や保健師、管理栄養士など専門家の指導が無料で受けられますので、ぜひ利用してください。

生活習慣を改善し、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を防ぎましょう。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけではなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」^(注)にペナルティ(加算)が課せられます。

支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、みなさんの掛金(保険料)に影響が及ぶますので、積極的に受診、利用をしましょう。

(注)後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や、健保組合が負担する費用

マイナンバーを利用した情報連携について

マイナンバー（個人番号）を利用した医療保険者等向け情報連携については、平成30年7月2日からの試行運用を経て、平成30年10月9日から本格運用が開始されました。

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続きの際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いて個人情報のやりとりを行うことです。

共済組合の被扶養者認定関連および短期給付（医療保険制度）関連の手続きにおいても、これまで組合員から提出される添付書類で確認していた情報を、システムを通じて他機関から取得、確認ができるようになり、添付書類の一部省略が可能になりました。

なお、地方税関係情報を照会する場合は、地方税法に基づく守秘義務のため、本人の同意が必要になります。

共済組合が他機関に照会する情報

（情報連携開始時）

	業 務 区 分	照会可能な情報	本人同意	省略可能な書類（注3）
被扶養者認定	組合員の被扶養者の認定および調査（組合員被扶養者証の検認または更新）の手続き	地方税関係情報	必要 （注1）	課税証明書（所得証明書）
		世帯情報	不要	住民票の写し
短期給付	支払未済の給付に係る受給者確認	世帯情報	不要	住民票の写し ※請求者が被扶養者の場合のみ省略が可能。
	高齢受給者の一部負担金の割合の判定 入院時食事および生活療養の支給決定 高額療養費の支給決定 特定疾病給付対象療養に係る認定 限度額適用（標準負担額）減額認定証の認定 高額介護合算療養費の支給決定	地方税関係情報	必要 （注2）	課税証明書（所得証明書） ※非課税者等からの申告に限られる。（通常、組合員の標準報酬の月額により判定されるため。）
	出産費・家族出産費の支給決定 埋葬料・家族埋葬料の支給決定 傷病手当金の支給決定	医療給付関係情報	不要	なし ※他医療保険者の医療給付情報を確認することが可能となります。
	埋葬料・家族埋葬料の支給決定	地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報	不要	埋葬許可証の写しまたは火葬許可証の写し ※添付できないやむを得ない理由がある場合のみ。

（注1）同意書により課税証明書（所得証明書）の添付が省略できるのは、認定申告または調査対象の被扶養者本人のみです。

本人が同意する場合、扶養事実届出書または被扶養者調査・回答申告書の同意書欄へ記入するか同意書〔地方税関係情報取得同意書B〕の提出が必要になります。同意しない場合は従来どおり課税証明書（所得証明書）の提出が必要になります。

（注2）本人が同意する場合、同意書〔地方税関係情報取得同意書A〕の提出が必要になります。同意しない場合は従来どおり課税証明書（所得証明書）の提出が必要になります。

（注3）省略可能とした書類の情報が確認できない場合は、提出をお願いすることになります。

● 情報照会者へ提供する情報

共済組合は、社会保険診療報酬支払基金に設置されている医療保険者等向け中間サーバーに、組合員と被扶養者の資格情報および給付情報を登録します。登録された情報は、システムを通じて他機関から情報照会があった場合に提供されます。

(情報連携開始時)

情報区分		内 容
資格情報(医療保険)		資格取得日、資格喪失日 等
給付情報	高額介護合算療養費	支給額、支給日 等
	出産費	
	家族出産費	
	出産手当金	
	傷病手当金	
	埋葬料	
	家族埋葬料	



◆ 情報の不開示について ◆

配偶者からの暴力(DV)・児童虐待・ストーカー行為等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県または市町村名)を秘匿の対応とされていますので、該当がある場合は、まず電話によるご連絡をお願いします。

〈連絡先〉 共済組合 資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604
または 審査担当 TEL 026-217-5669

● マイナンバーの取得について

組合員の資格取得の届出をした方および被扶養者の申告対象者のマイナンバーについては、共済組合が情報連携により地方公共団体情報システム機構から提供を受けることで取得しますが、提供を受けることができないときは、所属所経由で個人番号の報告を依頼します。

なお、マイナンバーを変更した場合は「氏名・住所・振込先・個人番号変更申告書」により変更年月日を共済組合へ申告してください。(マイナンバーは、共済組合が地方公共団体情報システム機構から提供を受けることになります。)

また、マイナンバーの利用目的は共済組合ホームページに掲載しています。

お問い合わせ 資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604





style
No.04

ハヶ岳の麓に広がる
爽やかな風が吹き抜ける町

小海町

長野県の東部、南佐久地域のほぼ中央に位置する「小海町」。ハヶ岳の麓に広がる緑豊かな町には手付かずの自然が残されており、県の絶滅危惧種指定の貴重な植物や野鳥などにも出会えます。そんな小海町の歴史・文化・レクリエーションなど、おすすめ観光スポットをご紹介します。

小海町データ(平成30年10月1日現在)

- 面積 114.20平方キロメートル
- 人口 4,719人
- 世帯数 2,018世帯



氷上ワカサギ穴釣り解禁中

◎ 松原湖

標高1,123mに位置する松原湖では12月下旬から3月上旬まで氷上ワカサギ穴釣りを楽しめます。釣り具や TENT など道具一式は湖畔の宿などでレンタルできるので気軽に体験できます。また、釣ったワカサギは宿で調理し食べることができます。ワカサギの天ぷらと珍しい刺身の味は格別です。

☎ 0267-93-2005 (松原湖観光案内所)

🏠 長野県南佐久郡小海町豊里松原



わたしの町の

信濃めしなの



めたうまい!!

ソースカツ丼



地元の人に愛され続けているソースカツ丼は、甘辛のソースが絡まったご飯とトンカツが味わえる小海町のソウルフード。

鞍掛豆



青大豆の仲間、馬に鞍をかけたような模様に見えることからその名がついたとされる。海苔のような香りが特徴。

はくれい茸



色は白くコリコリとした独特の食感から「陸のあわび」とも呼ばれる。あまり栽培されていない希少種のきのこです。

あの有名童謡のルーツ

◎「北風小僧の寒太郎」歌碑

童謡「北風小僧の寒太郎」は、松原湖畔に生まれて幼少期を過ごした井出隆夫氏により昭和47年に作詞されました。井出氏は湖を渡る冬の風を思い起こし書いたそう。松原湖畔にはその歌碑があります。



電 0267-92-2525 (小海町役場観光課)

住 長野県南佐久郡小海町豊里松原

叫びたくなるほどの絶景風呂

◎ 北八ヶ岳松原湖温泉 ヤッホー 八峰の湯

八ヶ岳の恩恵を受けた泉質優良な源泉かけ流しの天然温泉。八ヶ岳連峰を一望できる露天風呂や広々とした大浴場、体の芯から温まる遠赤サウナや岩盤浴のほか、お食事処も充実しています。



電 0267-93-2288 住 長野県南佐久郡小海町大字豊里5918-2

時 10:00～21:00 (20:00受付終了) 休 奇数月にメンテナンス休業有

料 大人500円、子ども(4歳～小学生)200円



八ヶ岳の麓で芸術に親しむ

◎ 小海町高原美術館

日本を代表する建築家、安藤忠雄氏設計の美術館。周りの自然と調和する洗練された空間では、地元出身の作家や現代芸術、建築などを扱った特色ある企画展を開催しています。鑑賞の後は併設のカフェレストラン「花更紗」でお食事はいかがですか。

電 0267-93-2133 住 長野県南佐久郡小海町豊里5918-2

時 9:00～17:00 (入館は16:30まで) 休 火曜、展示替え期間、冬期(12月25日～2019年4月上旬)

料 一般(高校生以上)500円(団体400円)、小中学生150円(団体100円) 団体:20名以上

小海町 ピックアップ

極寒の地で
体力の限界に挑戦

「氷上トライアスロン小海大会」

雄大な八ヶ岳の自然を舞台に、マイナス15℃という極寒の中で体力の限界に挑戦するトライアスロン。スキー3キロ、ランニング16キロ、スケート10キロの3種目を1人で行う個人の部と、2人または3人1チームで行うリレーの部があります。天候によっては過酷な競技となることも……。本年度は「第30回記念大会」として開催します。

2/2(土)前夜祭・
2/3(日)競技スタート



Nagano style × インタビュー

「小海町の魅力 この人に聞きました」

是非、穴場スポットを
探して小海町へ
お越しください

産業建設課
経済係
遠藤 健太さん



ちょっと足を延ばせば、美しい星空

小海町は標高が高く、八ヶ岳をバックに人工の光を遮断してくれるので、星の美しさも県内有数な場所として知られています。ドライブコースとしても人気の高い松原湖高原、メルヘン街道は最高地点2,127m(メルヘン街道は冬季閉鎖あり)。家族で夕食の後「ちょっと星でも見に行こう!」と愛車を15分程走らせ、車を降りたら、そこは標高1,706m。満天の星空がお出迎えます。視線を下に逸らすと佐久平のすばらしい夜景が……。一度で二度おいしい場所があります。



みなさんの医療費は!?

医療費統計 vol.49 医療費の動向について

今回は、平成30年6月～8月診療分(平成30年8月～10月共済組合処理)の診療報酬明細書をもとに、診療区分別医療費総額を集計しましたのでお知らせします。

組合員の医療費総額は、9億1,946万円で前年対比0.5%減となりましたが、被扶養者の医療費総額は、8億3,602万円で前年対比0.8%増となり、全体では前年比0.13%増となりました。診療区分別の医療費総額、1人当たり医療費では、前年と比べ、組合員の医科・入院、被扶養者の調剤の項目で減少したものの、全体では増加傾向にあります。

また、医科診療については、医療費の上位疾病を集計しました。上位の疾病は、前年と同様で、生活習慣病である高血圧(症)が第1位、喘息、慢性腎不全と続く結果となりました。

冬場は、インフルエンザ等が増加します。健康管理には十分注意していただき、適正な受診・治療等に引き続きご協力をお願いします。

1 診療区分別医療費

(単位:円、日、%)

区分		平成30年6月～8月診療分			平成29年6月～8月診療分			前年対比		
		医療費総額	1人当たり 医療費	1件当たり 日数	医療費総額	1人当たり 医療費	1件当たり 日数	医療費総額	1人当たり 医療費	1件当たり 日数
組合員	診療区分 計	919,462,850	33,503	1.36	924,085,870	33,737	1.38	99.50	99.31	98.55
	医科 計	591,484,560	21,552	1.41	625,251,320	22,827	1.43	94.60	94.41	98.60
	医科・入院	207,946,760	7,577	8.10	246,792,590	9,010	8.23	84.26	84.10	98.42
	医科・入院外	383,537,800	13,975	1.33	378,458,730	13,817	1.33	101.34	101.14	100.00
	歯科 計	112,457,250	4,098	1.62	109,280,350	3,990	1.68	102.91	102.71	96.43
	歯科・入院	3,899,970	142	3.16	3,336,420	122	3.11	116.89	116.39	101.61
	歯科・入院外	108,557,280	3,956	1.62	105,943,930	3,868	1.68	102.47	102.28	96.43
	調剤	215,521,040	7,853	1.14	189,554,200	6,920	1.14	113.70	113.48	100.00
被扶養者	診療区分 計	836,025,410	34,660	1.42	829,135,420	33,809	1.43	100.83	102.52	99.30
	医科 計	603,148,870	25,006	1.53	593,713,230	24,209	1.54	101.59	103.29	99.35
	医科・入院	276,105,760	11,447	10.49	264,034,480	10,766	9.58	104.57	106.33	109.50
	医科・入院外	327,043,110	13,559	1.37	329,678,750	13,443	1.39	99.20	100.86	98.56
	歯科 計	76,809,100	3,184	1.48	73,492,300	2,997	1.51	104.51	106.24	98.01
	歯科・入院	2,832,100	117	3.19	1,859,200	76	3.67	152.33	153.95	86.92
	歯科・入院外	73,977,000	3,067	1.48	71,633,100	2,921	1.51	103.27	105.00	98.01
	調剤	156,067,440	6,470	1.18	161,929,890	6,603	1.19	96.38	97.99	99.16

(平成30年10月現在)

2 医療費上位疾病名

(単位:人、円)

平成30年6月～8月診療分				平成29年6月～8月診療分			
	疾病名	人数	医療費総額		疾病名	人数	医療費総額
1	高血圧(症)	6,721	49,154,250	1	高血圧(症)	6,742	50,764,540
2	喘息	4,761	36,178,110	2	喘息	4,738	36,985,860
3	慢性腎不全	432	34,337,560	3	慢性腎不全	245	36,905,160
4	うつ病	2,435	28,950,410	4	アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー>	8,424	27,833,850
5	アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー>	8,654	27,607,650	5	リポ蛋白代謝障害およびその他の脂(質)血症	6,538	26,752,930
6	乳房の悪性新生物	325	24,768,410	6	乳房の悪性新生物	332	24,235,910
7	リポ蛋白代謝障害およびその他の脂(質)血症	6,407	23,927,050	7	うつ病	2,517	21,635,690
8	インスリン非依存性糖尿病	1,220	21,361,840	8	インスリン非依存性糖尿病	1,132	21,065,430
9	睡眠障害	4,438	20,787,360	9	睡眠障害	4,509	20,168,030
10	その他の関節リウマチ	465	19,893,230	10	その他の関節リウマチ	462	19,574,900

(平成30年10月現在)

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651



被扶養者認定講座

これからの就職シーズンにちなんだ例をご案内します。

Q

被扶養者である子が平成31年3月に大学を卒業し、4月から就職する予定です。

しかし、4月からの3か月間は研修期間のため健康保険の加入はなく、7月から健康保険の加入となるそうです。給与は4月から月額15万円の支給となります。

この場合、研修期間である4月から6月までは、健康保険の加入がないため、引き続き被扶養者としてすることができますか？

A

被扶養者の認定は、就職先での雇用形態にかかわらず、収入の実態により判断します。

雇用契約書等により、就職日から被扶養者認定基準額以上の収入が見込まれる場合は、被扶養者の要件に該当しないため、認定取消となります。

上記の場合は、研修期間で健康保険の加入がないとはいえども、認定基準額以上の収入が見込まれるため、被扶養者に該当しませんので、被扶養者認定取消の申告書の提出をしてください。

被扶養者認定取消の申告書には、雇用開始日が確認できる書類の添付をしていただきます。必ず雇用開始年月日が確認できる書類の添付をしてください。

また、収入が基準額を下回っていても、就職先で健康保険の加入となるときは、被扶養者に該当しないため、認定取消となります。被扶養者認定取消の申告書に新たに加入した健康保険証等の写しを添付して提出してください。

被扶養者の認定にあたっての基準収入額

	年額	月額(年額/12)	日額(年額/360)
下記に該当しない方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
障害の公的年金受給者または60歳以上の公的年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満



お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

気になる
生活習慣

続けるコツをつかんで、すっきり改善

年の初め、何か行動を起こすには良いタイミングです。年末年始で狂いがちな生活リズムを整えて、気になる習慣を良い習慣に変えましょう。

ついうっかりの習慣をしっかりと改善する実践のコツ

変化が見えるとやる気も持続

●記録を付ける●

食べ過ぎや栄養バランスを管理するため、いつ、何を、どれだけ食べたのか日記のように記録を付ける習慣を！

公言して周囲を味方に付ける

●宣言する●

例えば、禁煙に取り組むときに宣言してしまいましょう。吸いたい気持ちにストップをかけてくれるなど、あなたの禁煙サポーターになってくれます。

改善できたときをきちんとイメージする

●目標を持つ●

例えば、着たかった洋服を着る、節約できたお金で旅行に行くなど、しっかりと改善できたときの自分や家族への効果をきちんとイメージしておきます。

●生活習慣の改善は無理せず着実に

いくつも目標を立てて無理をするのは逆効果です。優先して改善するポイントを決め、一つずつ実践していきましょう。朝食は必ず食べる、昼食後に散歩する、週に2日は休肝日にする、などできるところから始めてみませんか。



入学貸付・修学貸付

組合員のお子さまや組合員ご本人等の入学や修学に必要な資金の貸付として、「入学貸付」と「修学貸付」があります。

入学金・学費等の借入れをお考えの方は、ぜひご利用ください。



	入 学 貸 付	修 学 貸 付
貸 付 対 象 となる費用	入学金、授業料等の納入費用、アパート等の敷金礼金、賃貸料	授業料等の納入費用、アパート等の賃貸料 ★入学貸付と合わせて借入れる場合は、入学貸付にかかる費用以外の費用が対象となります。
貸付限度額	入学の対象者ごとに、組合員の給料の6か月分に相当する金額まで。 ★当該金額が200万円を超えときは200万円までとなります。	修学の対象者ごとに、修学月数1月につき15万円まで。 ★年度途中で借入れる場合は、その年度の残月数×15万円までとなります。 (参考) 3月、4月貸付の場合、180万円まで 5月貸付の場合、165万円まで 6月貸付の場合、150万円まで
貸 付 利 率	年1.26%(変動)(平成31年1月1日現在)	
償 還 方 法	貸付月の翌月の給与から天引きします。 ★修学貸付の場合、修学中は利息のみを支払うこととなりますが、申出により修学中から償還を始めることができます。	
申 し 込 み 手 続 き	貸付希望月の前月末日までに申し込みしてください。 ■申し込み書類 ① 貸付申込書(共済組合担当課に用意してあります。) ② 印鑑登録証明書 ③ 子どもが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④ 金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類(償還表、融資決定通知書等) ⑤ 入学、修学の借入れ資金にかかる費用の確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ⑥ その他 入学貸付……合格通知書または入学許可書の写し 修学貸付……在学証明書(入学前の申し込みの場合は、合格通知書または入学許可書の写しを添付いただき、入学後に在学証明書を提出してください。) ★海外留学の場合は、当該外国の教育機関の証明書(国内の学校長が特別に留学を認めた場合は、当該学校長の証明書)が必要です。	

* その他詳細については、共済組合担当課または共済組合医療福祉課福祉担当までお問い合わせください。

自動車の購入や住宅の新築・リフォームなどにも 共済組合の貸付をご利用ください!!

1 貸付申し込み時期

借入れ希望月の前月末日までに貸付の申し込みをしてください。

貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申し込みができます。

2 今後の貸付スケジュール

貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
平成31年 2月	28日(木)	平成31年 1月31日(木)
平成31年 3月	28日(木)	平成31年 2月28日(木)
平成31年 4月	26日(金)(予定)	平成31年 3月29日(金)



お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

平成30年度医療費通知の実施 ～平成31年1月中旬に発送します～

共済組合は、組合員および被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費通知を実施しております。

また、税制改正等により所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費の領収書の添付等に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。これに伴い、「医療費控除の明細書」として、共済組合が発行する医療費通知が活用できます。



●医療費通知について

- 通知発行年月……平成31年1月(中旬)
 - 通知対象診療月……平成30年1月～10月診療分
- ※みなさんのお手元に平成31年1月末までに届くよう作業をするため、平成30年10月診療分までとさせていただきます。

●医療費通知を医療費控除の申告手続きに活用する際の留意事項

- 医療費通知を医療費控除の明細書として添付する場合は、原本を添付してください。
- 平成30年11月、12月診療分は、医療機関等が発行した領収書に基づき、申告者が医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付してください。
- 市販薬の購入費用や自費診療分の医療費は医療

費通知に反映されません。

- 公費負担医療、自治体単独医療費助成など、医療費通知に反映されないものがある場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- 医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づき補完記入してください。
- 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なりますが、税務当局と調整済みですので、訂正は不要です。

その他不明な場合は、国税庁ホームページで確認いただくか、最寄の税務署にお問い合わせください。

●その他

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等をもとに世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知に記載されます。被扶養者の方にもこの通知の実施をお伝えいただき、差し支えがある場合はお申し出ください。特段不要である旨等の意思表示がない場合には、同意いただいたものとして、通知させていただきます。

なお、医療費通知の再交付はできません。

お問い合わせ

医療福祉課

医療担当

TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品切替差額通知の実施 ～平成31年2月中旬に発送します～

対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員およびその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方。



みなさんの窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額通知を参考にジェネリック医薬品への切替えをご検討くださるようお願いします。

なお、この差額通知は、組合員のみなさんの選択肢の一つとしてご提案するもので、必ずジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

医療福祉課

医療担当

TEL 026-217-5651

ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。(期間途中で退職等により脱退した場合も、加入していた保険期間ごとに収支計算を行います。)

平成29年度(保険期間:平成29年10月1日~平成30年9月30日)の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

●配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	49.953%
組合員コース初回上乗年金・遺児育英年金コース	73.637%

●支払予定日 平成31年1月10日(木)

- ◇ 共済組合に届出いただいた口座へ送金します。
- ◇ 配当金額は、11月上旬送付の「配当金お支払明細」によりご確認ください。

●平成29年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	9件	139,050,000円
組合員コース初回上乗年金・遺児育英年金コース	6件	6,800,000円

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

平成30年度健康講座を開催しました

今年度は、メンタルヘルス研修会(ココロとカラダの元気セミナー) およびライフプランセミナーの各種健康講座に57名の方の参加をいただきました。

なお、健康セミナーとオーラルケアセミナーは、参加者が最少催行人員に満たなかったため、残念ながら中止とさせていただきます。

メンタルヘルス研修会(ココロとカラダの元気セミナー)

10月3日に長野会場で23名の方にご参加いただき、管理監督者向けのメンタルヘルス研修会を開催しました。

講師に東京メンタルヘルス株式会社の桂島俊一郎氏をお招きし、メンタルヘルスの現状、ストレスコントロール、うつ病等の精神疾患および部下とのコミュニケーションについてご講演をいただきました。

職場のメンタルヘルスに関する指針から始まり、管理監督者として部下への傾聴等に関する事例検討を参加者間で行い、有意義なセミナーとなりました。



退職準備型ライフプランセミナー

10月10日に伊那会場で34名の方にご参加いただき、50歳台の組合員とその配偶者を対象にしたライフプランセミナーを開催しました。



講師に明治安田ライフプランセンター株式会社の植田茂氏をお招きし、「ゆとりあるセカンドライフのために」として、ライフプランの3要素「生きがい」、「健康」、「家庭経済」の必要性についてご講演をいただきました。

定年後の年金や健康保険、自分なりの生活設計を具体的に考え、見つめ直す良い機会となりました。

これらの講座が組合員のみなさんにとって、よりよい毎日を送っていただけることに役立てていただければ幸いです。今後も、在職中または退職後において、充実した有意義な生活を実現できるよう各種健康講座を開催する予定としておりますので、是非多くのみなさんにご参加いただきますようお願いします。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

頭の体操をしましょう！

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



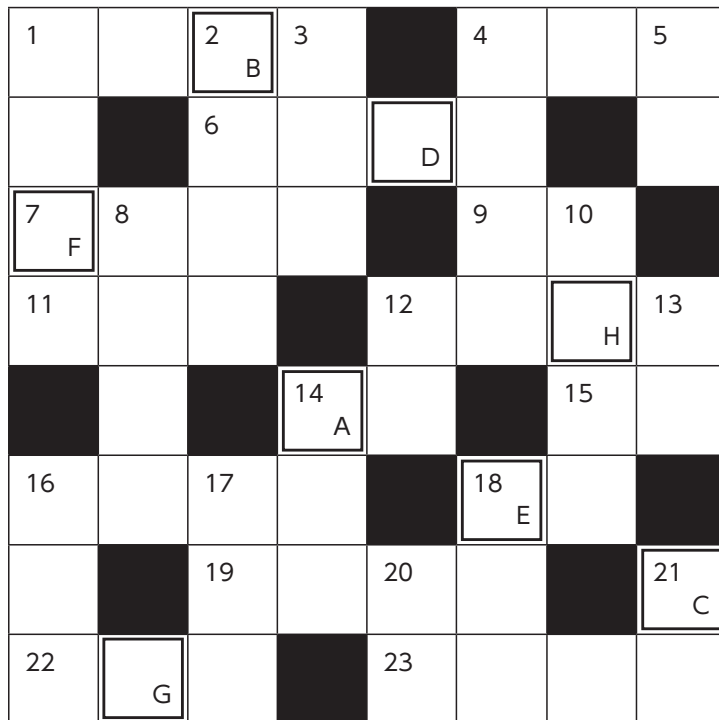
クロスワードパズル

クロスが解けたらA～Hを順に並べてください

- タテのカギ**
- 1 新年になつて、初めて毛筆で文字を書くこと。
 - 2 へつらつて自分の利益をはかること。
 - 3 本当の気持ち・意向。
 - 4 ○○○○爛漫な性格。
 - 5 心に強くきざみつけて忘れないこと。○○に銘する。
 - 6 住んでいる土地の人々を守護する神。日本のソウルフードです。
 - 7 太陽が沈む方角。
 - 8 これで髪をとかしませう。
 - 9 お酒は○○○○になつてから。
 - 10 国旗にメーブルの葉があることでも知られていません。
 - 11 痛みを○○○する。
 - 12 一文なしになること。○○○になる。
 - 13 ネズミとトラの間にいる動物です。
 - 14 緊張しすぎて、○○○が詰まる。

ヨコのカギ

- 1 医師の診療の補助をします。
- 4 誰もが気になる明日の○○○。
- 6 ガソリン○○○○でお願いします。
- 7 お鍋の締めはご飯を入れて○○○○にする。
- 9 敵に○○を送る。
- 11 孫のしぐさに○○○を下げる。
- 12 ドラキュラが嫌いな食べ物です。
- 14 おいしくて○○が進む。
- 15 技術者の意味で使用される名称。
- 16 出掛ける前に整えます。ヘアスタイル。
- 18 機会があるたびに。○○に触れて注意する。
- 19 携帯電話の○○○○画面をかえる。
- 22 アップ○○○が激しい道。
- 23 糸状のこんにやく。



応募について

ハガキまたはEメールでご応募ください。
応募資格：組合員の方（おひとり様1通まで）

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締切 1月28日(月)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いたします。
なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動に活かさせていただきます。
抽選の結果は記念品の発送をもって発表にさせていただきます。

- ① 解答
- ② 氏名
- ③ 所属所(勤務先)
- ④ 組合員証記号番号
- ⑤ 共済だより1月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき
380-8586

長野市権堂町2-01番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

10月号の解答

心	臓	器	具	象	的	型	紙
応	果	因	起	縁	確	髪	芝
報	道	機	関	感	定	白	居
車	動	自	越	業	申	告	心
道	教	科	書	士	法	(同)	地
相	面	対	初	(命)	療	学	理
筆	主	客	(体)	法	医	学	(運)
頭	株	転	倒	置	(共)	芸	員

前回の解答

運 命 共 同 体

56名の方にご応募いただき、ありがとうございました。
正解者54名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。



信州上諏訪温泉

レイクビュー和モダン客室

55㎡

おためし宿泊プラン

四季を通して移りゆく
諏訪湖を眺めながら
季節に合わせた
自慢の和・創作料理を愉しむ

長野県市町村
職員共済組合
組合員の皆様
特別価格

9,380円(税込)入湯税別

上記価格は、契約施設利用助成券(2,500円)をご使用後の金額です。
※日～金曜日の曜日限定企画(年末年始・ゴールデンウィーク・8月中・諏訪湖祭湖上花火大会・全国新作花火競技大会・
特定日を除く)【要問合せ】

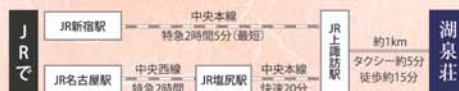
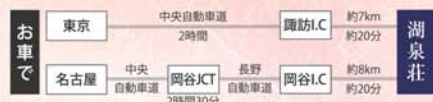
お一人様
1泊2食付き
2名様より8名様まで
利用可能

プラス2,220円(税込)でVIPプランへ

お料理グレードアップ&貸切半露天風呂無料サービス【1回45分】



※お料理の写真はイメージです。
※季節によりメニューは変更いたします。



信州 上諏訪温泉

湖泉荘

ご予約・お問い合わせ

TEL.0266-53-6611

〒392-0027 長野県諏訪市湖岸通り1-13-8 www.kosensou.com



※このチラシの有効期限は、2019年9月末日まで。

共済だより

E-Life

2019年 1月発行
No.491

編集・発行／長野県市町村職員共済組合

長野市権堂町2201番地 権堂イーストラザND

TEL.026-217-5600/FAX.026-217-5736